

公益財団法人ソーシャルサービス協会

第 27 回理事会（みなし） 議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案 定款変更（従たる事業所の住所変更）

提案：ワークセンターの住所変更 変更日 2019 年 7 月 1 日

旧) 京都府京都市南区上鳥羽高島町 6 9 番地

↓

新) 京都府京都市伏見区桃山町金井戸島 1 3 番地 4 8

<定款>

変更前	変更後
(事務所) 第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。	(事務所) 第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。
2 この法人は、従たる事務所を以下の地に置く。	2 この法人は、従たる事務所を以下の地に置く。
(1) 旭川事業所 北海道旭川市東光一条二丁目 1 番 7 号	(1) 旭川事業所 北海道旭川市東光一条二丁目 1 番 7 号
(2) 青森事業所 青森県青森市青柳一丁目 8 番 1 3 号	(2) 青森事業所 青森県青森市青柳一丁目 8 番 1 3 号
(3) 仙台事業所 宮城県仙台市太白区中田三丁目 5 番 2 3 号	(3) 仙台事業所 宮城県仙台市太白区中田三丁目 5 番 2 3 号
(4) ITセンター 愛知県名古屋市中区錦二丁目 8 番 26 号 宮井ビル 7 階	(4) ITセンター 愛知県名古屋市中区錦二丁目 8 番 26 号 宮井ビル 7 階
(5) 京都事業所 京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町 4 3 番地	(5) 京都事業所 京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町 4 3 番地
(6) ワークセンター 京都府京都市南区上鳥羽高島町 6 9 番地	(6) ワークセンター 京都府京都市伏見区桃山町金井戸島 1 3 番地 4 8
(7) 田川事業所 福岡県田川市新町 1 0 番 6 0 号	(7) 田川事業所 福岡県田川市新町 1 0 番 6 0 号
(8) 宮若事業所 福岡県宮若市大字本城 4 2 8 番地 1	(8) 宮若事業所 福岡県宮若市大字本城 4 2 8 番地 1
(9) 福岡事業所 福岡県田川市大字川宮 1 7 1 1 番地 9	(9) 福岡事業所 福岡県田川市大字川宮 1 7 1 1 番地 9
(10) 都城事業所 宮崎県都城市郡元二丁目 7 番地 1	(10) 都城事業所 宮崎県都城市郡元二丁目 7 番地 1

以上

2. 一の事項の提案をした理事の氏名 神田 豊和

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

平成 31 年 6 月 25 日

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 神田 豊和

なお、各理事の同意書及び監事の異議がない旨の書面は、別紙のとおり。

以上のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 6 条及び定款第 3 4 条 2 項の規定にもとづく提案について、理事全員が書面により同意の意思を表示し、各監事が異議を述べなかつたため、理事会の決議があったものとみなされたので、これを証するために本議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が次に署名捺印する。

2019 年 6 月 25 日

公益財団法人ソーシャルサービス協会

代表理事 神田 豊和 印